

(2) 佐久市総合評価落札方式試行要綱の一部改正について

【改正のポイント】

総合評価落札方式の試行実績に基づき、制度全般を検証し、本格実施に移行するため、「試行要綱」を「実施要綱」に改正し、次の2項目（8点）について改めました。

①価格以外の評価点の項目や配点のバランスなどについて

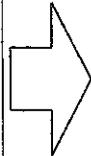
ア 直近の平均工事成績評価点の算定期間を2年に短縮し、半年ごとの見直しとします。

<現行>

【見直し基準日】
4月1日

【算定期間】
見直し基準日の前日から過去3年間

【見直し期間】
毎年1回（見直し基準日）



<改正後>

【見直し基準日】
6月1日、12月1日

【算定期間】

- 見直し基準日が6月1日の場合
基準日の属する年度の前々年度の4月1日から、その翌年度の3月31日までの期間（過去2年間）
- 見直し基準日が12月1日の場合
基準日の属する年度の前々年度の10月1日からその翌々年度の9月30日までの期間（過去2年間）

【見直し期間】
毎年2回（見直し基準日ごと）

例1：H24.12.1基準日の場合の算定期間（2年間） H24.10.1



基準日
H24.12.1

例2：H25.6.1基準日の場合の算定期間（2年間） H25.4.1

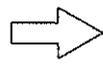


基準日
H25.6.1

イ 配置予定技術者（主任（監理）技術者）の保有資格の評価方法について改正します。（現行の内容との整合を図る。）

<現行>

（契約時に配置できる技術者の）
資格の有無により評価する。



<改正後>

（契約時に配置できる技術者の）資格の有無及び保有年数に応じて評価する。

ウ 技術者としての実績をより正確に評価するため、複数の配置予定技術者を申請した場合の評価方法について改正します。

<現行>

(複数の配置予定技術者を申請した場合の評価点は) 下位の者の資格に該当する点数とする。
(加対象でない資格の者が含まれる場合は、加点なし)



<改正後>

(複数の配置予定技術者を申請した場合の評価点は) 最も低い実績(工事成績評定点)に該当する点数とする。(65点未満の工事实績が含まれる場合は、加点なし)

エ 障害者の雇用は、等級格付の高い業者において雇用拡大がなされてきているため、配点を引き下げます。(0.25点)

<現行>

障害者雇用 0.5点



<改正後>

障害者雇用 0.25点

オ 経営審査事項の労働福祉の状況の評価対象となる基準点数を引き上げます。(0.5点)

<現行>

基準点数 20点以上



<改正後>

基準点数 30点以上

カ 「社会貢献」の評価項目に新たに「労働環境」の項目(必須)として、「労働安全衛生マネジメントシステム(OHSAS)又は建設業労働安全衛生マネジメント(COHSMS)」の認証取得状況により評価する規定を追加します。(0.25点)

キ 佐久市又は長野県が実施するアダプトシステム実施要領に基づき実施される地域貢献活動における「路線延長」及び「活動面積」は、道路又は公園の「建設業者アダプトシステム事業の評価点に反映させる場合における活動内容基準」による換算延長又は換算面積とする規定を追加します。

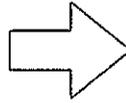
(趣旨)

アダプトシステム事業活動の評価項目基準である路線延長及び活動面積について、事業活動の実態に沿うように活動内容基準との整合を図るため。

②総合評価点の最も高い者が2者以上ある場合の落札候補者の決定方法について

<現行>

くじ引きにより落札候補者を決定する。



<改正後>

最低の価格を提示した者を落札候補者とする。
(最低の価格を提示した者が2者以上ある場合は、くじ引きにより落札候補者を決定する。)

(3) 適用の時期

平成24年10月1日以後の入札公告に係る総合評価落札方式から適用します。

総合評価落札方式 価格以外の評価点 改正点対比表 (素案)

参考

適用日：平成24年10月1日

評価項目	必須選択	改正後			改正前		
		評価内容	評価基準	配点	評価内容	評価基準	配点
企業の施工能力	必須	原直し既前より2か月前から2か月前までの間に竣工した佐久市発注工事の工事実績評価点(見直し基準)を基に算出(見直し基準)は毎半年ごと(8/1、12/1)とする。	算出方法(佐久市が算定) 評価点=5点×(工事実績点-65) / (全入札者中の最高工事実績点-65) (小数点以下第3位四捨五入第2位止め)	最大 5	平成年月日から年月日の過去3年間に竣工した佐久市発注工事の工事実績評価点(見直し基準)を基に算出	算出方法(佐久市が算定) 評価点=5点×(工事実績点-65) / (全入札者中の最高工事実績点-65) (小数点以下第3位四捨五入第2位止め)	最大 5
	選択	過去10年間の同種・類似工事の工事実績(実績の規模・内容等は案件ごとに決定)	施工実績が豊富である者	1	過去10年間の同種・類似工事の工事実績(実績の規模・内容等は案件ごとに決定)	施工実績が豊富である者	1
配置予定技術者の能力	選択	主任資格	施工実績を有する者	0.5	主任資格	施工実績を有する者	0.5
	選択	1級〇〇施工管理技士等の資格の保有期間が10年以上の者	1級〇〇施工管理技士等の資格の保有期間が5年以上10年未満の者	0	主任資格	施工実績なし	0
技術者実績	選択	過去10年間の同種・類似工事の主任(監理)技術者としての施工実績(実績の規模・内容等は案件ごとに決定)	成績評定値80点以上の施工実績あり	1	過去10年間の同種・類似工事の主任(監理)技術者としての施工実績(実績の規模・内容等は案件ごとに決定)	成績評定値80点以上の施工実績あり	1
	選択	1級〇〇施工管理技士等の資格の保有期間が10年以上の者	成績評定値65点以上80点未満の施工実績あり	0.5	1級〇〇施工管理技士等の資格の保有期間が10年以上の者	成績評定値65点以上80点未満の施工実績あり	0.5
環境対策	必須	取得していない	ISO14001認証取得事業所又はエコアクション21認証取得事業所	0.5	取得していない	ISO14001認証取得事業所又はエコアクション21認証取得事業所	0.5
	必須	障害者雇用	障害者雇用	0.25	障害者雇用	障害者雇用	0.25
労働福祉	必須	経営事項審査の労働福祉の状況(W1)	「雇用保険加入」、「健康保険及び厚生年金保険加入」のいずれかの項目にマイナスイラス評価がある(減点)	-1	経営事項審査の労働福祉の状況(W1)	「雇用保険加入」、「健康保険及び厚生年金保険加入」のいずれかの項目にマイナスイラス評価がある(減点)	-1
	必須	労働安全衛生マネジメントシステム等への取組み	労働安全衛生マネジメントシステム(OH&S)又は建設業労働安全衛生マネジメントシステム(COSH&SMS)の認証取得事業所	0.25	労働安全衛生マネジメントシステム等への取組み	労働安全衛生マネジメントシステム(OH&S)又は建設業労働安全衛生マネジメントシステム(COSH&SMS)の認証取得事業所	0.25
地域貢献活動	必須	路線延長2,500m以上又は活動面積2,500㎡以上の実績あり	路線延長2,500m以上又は活動面積2,500㎡以上の実績あり	1	路線延長2,500m以上又は活動面積2,500㎡以上の実績あり	路線延長2,500m以上又は活動面積2,500㎡以上の実績あり	1
	必須	路線延長1,500m以上2,500m未満又は活動面積1,500㎡以上2,500㎡未満の実績あり	路線延長1,500m以上2,500m未満又は活動面積1,500㎡以上2,500㎡未満の実績あり	0.8	路線延長1,500m以上2,500m未満又は活動面積1,500㎡以上2,500㎡未満の実績あり	路線延長1,500m以上2,500m未満又は活動面積1,500㎡以上2,500㎡未満の実績あり	0.8
災害協定	必須	佐久市内におけるアダプトシステム事業活動の有無(換算面積)	路線延長500m以上1,500m未満又は活動面積500㎡以上1,500㎡未満の実績あり	0.6	佐久市内におけるアダプトシステム事業活動の有無	路線延長500m以上1,500m未満又は活動面積500㎡以上1,500㎡未満の実績あり	0.6
	選択	佐久市との災害時協力協定の締結の有無	路線延長500m未満又は活動面積500㎡未満の実績あり	0.4	佐久市との災害時協力協定の締結の有無	路線延長500m未満又は活動面積500㎡未満の実績あり	0.4
除雪契約	必須	協定書を締結しており、実績なし	協定書を締結しており、実績なし	0.2	協定書を締結しており、実績なし	協定書を締結しており、実績なし	0.2
	選択	協定書なし	協定書なし	0	協定書なし	協定書なし	0
消防団協力事業所	必須	佐久市との災害時協力協定の締結の有無	締結している	0.5	佐久市との災害時協力協定の締結の有無	締結している	0.5
	必須	締結していない	締結していない	0	締結していない	締結していない	0
入札参加等停止	必須	佐久市との道路除雪業務委託契約の締結の有無(12月1日公告分から当該シーズンの契約として切り替える)	締結している	0.5	佐久市との道路除雪業務委託契約の締結の有無(12月1日公告分から当該シーズンの契約として切り替える)	締結している	0.5
	必須	締結していない	締結していない	0	締結していない	締結していない	0
企業の実績	必須	交付を受けている	交付を受けている	0.5	交付を受けている	交付を受けている	0.5
	必須	交付を受けていない	交付を受けていない	0	交付を受けていない	交付を受けていない	0
企業の実績	必須	過去1年以内の入札参加等停止期間に応じてマイナスイラス評価	通算入札参加等停止月数×(-0.5)	マイナスイラス評価	過去1年以内の入札参加等停止期間に応じてマイナスイラス評価	通算入札参加等停止月数×(-0.5)	マイナスイラス評価
	必須	価格以外の評価点(合計点)	価格以外の評価点(合計点)	8~12	価格以外の評価点(合計点)	価格以外の評価点(合計点)	8~12

企業の技術力

社会貢献

企業の社会性・地域性

地域貢献等

佐久市総合評価落札方式実施要綱

平成20年11月25日告示第121号
改正
平成22年7月13日告示第146号
平成23年2月16日告示第9号
平成23年8月26日告示第118号
平成24年2月10日告示第7号
平成24年8月21日告示第105号

(趣旨)

第1条 この要綱は、佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱（平成20年佐久市告示第68号。以下「一般競争入札実施要綱」という。）に基づいて行う事後審査型一般競争入札（以下「事後審査型一般競争入札」という。）において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2の規定に基づき、価格及びその他の条件をもって落札者を決定する方式（以下「総合評価落札方式」という。）を実施するに当たり必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 総合評価落札方式の対象となる建設工事は、事後審査型一般競争入札の対象となる建設工事のうち、次の各号のいずれかに該当するもので、佐久市建設工事請負人等選定委員会（佐久市建設工事請負人等選定委員会規程（平成17年佐久市訓令第52号）第1条に規定する佐久市建設工事請負人等選定委員会をいい、以下「市選定委員会」という。）が指定するものとする。

- (1) 入札者の工事成績、工事实績、技術者の能力、社会貢献等（以下「工事成績等」という。）と入札価格を一体として評価することが妥当とされるもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、総合評価落札方式によることが適当であると認められるもの

(総合評価の方法)

第3条 総合評価落札方式で定める評価（以下「総合評価」という。）は、次に掲げる評価点によるものとする。

- (1) 総合評価点 価格点と価格以外の評価点を総合した評価点をいう。
 - (2) 価格点 入札価格に基づいて算定した評価点をいう。
 - (3) 価格以外の評価点 入札者の工事成績等から算定した評価点をいう。
- 2 前項各号の評価点は、総合評価点算定基準（別記）に基づき配点するものとする。

(学識経験者の意見聴取)

第4条 市長は、総合評価落札方式による入札を実施するに当たっては、次に掲げる場合に、あらかじめ2人以上の学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

- (1) 落札者決定基準（総合評価落札方式により落札者を決定する基準をいう。以下同じ。）を定めようとするとき。
- (2) 前号の規定による意見の聴取において、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴き、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合において、当該落札者を決定しようとするとき。

(落札者決定基準の決定)

第5条 市長は、前条の規定による意見聴取の結果を踏まえ、市選定委員会の審議を経て、落札者決定基準を決定するものとする。

(公告)

第6条 市長は、総合評価落札方式による入札を実施するときは、次に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) 総合評価落札方式を採用していること。
- (2) 落札者決定基準における評価項目及び配点に関すること。
- (3) 入札参加の申請時、入札時及び落札候補者の資格審査時に提出が必要な資料に関すること。
- (4) 落札者の決定方法に関すること。
- (5) 価格以外の評価結果の公表及び評価結果に対する疑義照会に関すること。

(入札参加の申請時に必要な資料)

第7条 総合評価落札方式による入札に参加しようとする者(以下「入札参加申請者」という。)は、事後審査型一般競争入札参加申請書(総合評価落札方式)(様式第1号)の提出と同時に、価格以外の評価点申請書(様式第2号)を提出しなければならない。

2 前項の価格以外の評価点申請書を提出しない者の入札参加の申請は、無効とする。

(価格以外の評価点の決定)

第8条 価格以外の評価点は、入札参加申請者が提出した価格以外の評価点申請書に基づき、市選定委員会が審査し、決定するものとする。

2 市選定委員会の委員長は、審査結果を市長に報告するものとする。

(価格以外の評価点の公表及び疑義照会)

第9条 市長は、前条の規定により決定した価格以外の評価点について、開札後に、価格以外の評価点審査結果書(様式第3号)により公表するものとする。

2 入札者は、前項の規定により公表された日の翌日から起算して2日(佐久市の休日を定める条例(平成17年佐久市条例第2号)第1条に規定する休日を除く。)以内に、自らの価格以外の評価点に係る疑義について、価格以外の評価点に係る疑義照会書(様式第4号)により市長に対して照会することができる。

3 市長は、前項の規定による疑義の照会があった場合は、市選定委員会の審査に付し、回答するものとする。

4 第1項の規定は、前項の規定による審査の結果、価格以外の評価点を修正した場合について準用する。

(入札及び総合評価点の算出)

第10条 総合評価落札方式による入札は、第8条の規定により価格以外の評価点が決定した後に行うものとする。

2 総合評価点の算出は、入札書が無効でない者のうち、入札書に記載した金額が予定価格(消費税及び地方消費税の額を除く。)の制限の範囲内のものであって、佐久市建設工事等の入札における最低制限価格制度実施要綱(平成21年佐久市告示第97号)第5条第2号に規定する失格者でないものについて行うものとする。

(落札候補者の決定方法)

第11条 落札候補者は、総合評価点の最も高い者とする。

2 前項の規定にかかわらず、総合評価点の最も高い者の入札価格によっては契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合又は当該者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不当であると認められ

る場合は、他の総合評価点が最も高い者を落札候補者とする。

3 前2項の場合において、総合評価点の最も高い者が2者以上ある場合は、その者のうちで最低の価格を提示した者を落札候補者とする。

4 前項の場合において、最低の価格を提示した者が2者以上ある場合は、日時及び場所を連絡の上、当該入札者のくじ引により落札候補者を決定するものとする。この場合において、当該入札者が出席できないときは、入札事務に関係のない職員にくじを引かせて決定するものとする。

(落札者の決定及び総合評価点の公表)

第12条 一般競争入札実施要綱第11条の規定に基づき、落札候補者が入札の公告に示す入札参加資格要件（以下「資格要件」という。）を満たしていることの審査を行い、審査の結果、資格要件を満たしている場合には、当該落札候補者を落札者として決定するものとする。落札候補者が資格要件を満たしていない場合は、次に総合評価点が高い者から順次審査を行い、最初に資格要件を満たしている者を落札者とする。

2 市長は、前項の規定により落札者が決定した場合は、第10条の規定により算出した総合評価点について、総合評価結果書（様式第5号）により公表するものとする。

(虚偽記載等に対する措置)

第13条 市長は、総合評価に関して提出された資料の虚偽の記載等の悪質な行為があったことが確認された場合は、当該落札者との契約を解除するものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、総合評価落札方式による入札の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年12月1日から施行する。

附 則（平成22年7月13日告示第146号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成23年2月16日告示第9号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成23年8月26日告示第118号抄）

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年10月1日から施行し、同日以後に開催する選定委員会等において審議に付される建設工事等について適用する。ただし、この要綱による改正後の佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱第9条第2項及び第10条第4項の規定は、同日以後の入札の公告に係る競争入札から適用する。

附 則（平成24年2月10日告示第7号）

この要綱は、告示の日から施行し、この要綱による改正後の佐久市総合評価落札方式試行要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、平成24年6月1日以後の入札の公告に係る競争入札から適用する。ただし、新要綱の入札参加等停止に係る規定は、告示の日以後の入札公告に係る総合評価落札方式から適用する。

附 則（平成24年8月21日告示第105号）

この要綱は、告示の日から施行し、この要綱による改正後の佐久市総合評価落札方式実施要綱の規定は、平成24年10月1日以後の入札の公告に係る競争入札から適用する。

総合評価点算定基準

1 趣旨

この算定基準は、佐久市総合評価落札方式試行要綱に基づき、適正な算定を実施するために、工事成績等簡易型の評価について、必要な細目を定めるものとする。

2 評価点の設定

点数の配分は、次による。

- (1) 価格点：88～92点
- (2) 価格以外の評価点：8～12点

3 総合評価点の算定方法

総合評価点＝価格点＋価格以外の評価点

4 価格点の算出方法

(1) 入札書に記載した金額が予定価格（消費税及び地方消費税の額を除く。）の制限の範囲内の者であって、失格者でないものについて算定する。

(2) 価格点＝配点×最低価格／入札価格[小数点以下第3位四捨五入第2位止め]

※1 最低価格とは、有効な入札価格のうち最低の入札価格とする。

※2 入札価格とは、各入札者の入札価格とする。

5 価格以外の評価点

価格以外の評価点は、次に示すとおりとする。

工事成績その他の項目について算定した合計点とする。なお、評価の基準については、次の項目を参考に案件ごとに定めるものとし、評価の基準日は、公告日とする。

(1) 企業の技術力

ア 企業の施工能力

① 工事成績（必須）：佐久市発注工事の工事成績評定点（以下「工事成績評定点」という。）を基に算出する。（最大5点）

評価点＝5点×（工事成績点－65）／（最高工事成績点－65）

[小数点以下第3位四捨五入 第2位止め]

※1 工事成績点は、入札者の過去2年間の工事成績評定点を単純平均して求める。

[小数点以下第1位四捨五入 整数止め]

※2 最高工事成績点は、価格以外の評価点申請書を提出した者のうち、工事成績点が最高の者の点数とする。

※3 工事成績点が80点以上の場合、工事成績点及び最高工事成績点を80点として計算する（評価点の計算において、80点を上限とする。）。

※4 工事成績点が65点の場合及び過去2年間に工事成績評定点がない場合は0点、65点未満の場合の評価点はマイナスとする。

※5 工事成績点は、毎年半年ごと（見直し基準日；6月1日及び12月1日）に見直したものを適用する。

※6 工事成績点は、見直し基準日に応じ、次に掲げる期間にしゅん工している工事の工事成績評定点を対象とする。

(1) 見直し基準日が6月1日の場合 基準日の属する年度の前々年度の4月1日からその翌年度の3月31日までの期間

(2) 見直し基準日が12月1日の場合 基準日の属する年度の前々年度の10月1日からその翌々年度の9月30日までの期間

※7 工事成績点は、見直し基準日以降に公告する案件に適用する。

※8 工事成績点の対象工事は、業種区分に関係なく、佐久市が発注した全ての工事を対象とする。

※9 工事成績評定点の取得者が少ない工事においては、配点を下げることができるものとする。

- ② 工事实績（同種・類似工事实績）（選択）：専門性の高い工事や経験、実績等が求められる工事において、同種・類似工事の実績の有無により評価する。（最大 1.0 点）
- a 同種工事の実績が豊富である者（1.0 点）
- b 同種工事の実績を有する者（0.5 点）
- ※1 上記 a、b のいずれかの点数を加点する。
- ※2 実績は、過去 10 年間の「CORINS（工事实績情報システム）への登録等に関する規約」第 2 条で定義された機関（以下「公共機関等」という。）から発注された工事を元請けしたものを基本とする。ただし、公告で定めた場合は、民間発注工事の実績等を含めることができるものとする。
- ※3 求める実績の規模、内容等については、案件ごとに決定するものとする。
- ※4 工事成績評定点が 65 点未満の同種・類似工事については、実績として認めないものとする。

イ 配置予定技術者の能力

- ① 保有資格（主任（監理）技術者の資格）（選択）：契約時に配置できる技術者（技能者を含む。）の資格の有無及び保有年数に応じて評価する。（最大 1.0 点）
- ※1 上記の点数の範囲で加点する。
- ※2 資格は、公告日現在で取得しているものとし、また、登録が必要な資格については、登録が完了しているものとする。
- ※3 複数の配置予定技術者を申請した場合の評価点は、下位の者の資格に該当する点数とする。なお、加点対象でない資格の者が含まれる場合は、加点なしとする。
- ② 技術者実績（同種・類似工事の実績）（選択）：過去 10 年間に同種・類似工事の主任（監理）技術者としての実績により評価する。（最大 1.0 点）
- a 工事成績評定点が 80 点以上の実績を有する技術者を配置できる場合（1.0 点）
- b 工事成績評定点が 65 点以上 80 点未満の実績を有する技術者を配置できる場合（0.5 点）
- ※1 上記 a、b いずれかの点数を加点する。
- ※2 実績は、過去 10 年間の公共機関等から発注された工事を元請けしたものを基本とする。ただし、公告で定めた場合は、民間発注工事の実績等を含めることができるものとする。
- ※3 求める実績の規模、内容等については、案件ごとに決定するものとする。
- ※4 工事成績評定点が 65 点未満の同種・類似工事については、実績として認めないものとする。ただし、工事成績評価を実施していない工事は、合格通知又は工事成績の確認できるものをもって認めるものとする。
- ※5 複数の配置予定技術者を申請した場合の評価点は、最も低い実績（工事成績評定点）に該当する点数とする。なお、65 点未満の工事实績が含まれる場合は、加点なしとする。

(2) 企業の社会性・地域性

ア 社会貢献

- ① 環境対策（必須）：公告日現在での「ISO14001 又はエコアクション 21」の認証取得状況により評価する。（0.5 点）
- ※1 上記の点数を加点する。
- ※2 認定（認証）を証明する登録証等の写しを提出すること。
- ② 労働福祉（必須）：障害者雇用及び労働環境の状況により評価する。（最大 0.75 点）
- a 障害者を常用労働者として、法定雇用障害者数を上回って雇用している又は法定雇用義務はないが雇用している場合に評価する。（0.25 点）
- ※1 上記の点数を加点する。
- ※2 「障害者の雇用に関する状況報告書」（写し）又は「障害者雇用状況の申出書」（様式第 6 号）を提出すること。
- b 経営事項審査の「労働福祉の状況（W1）」が 30 点以上の場合に評価する。（0.5 点）

※1 上記の点数を加点する。

※2 「労働福祉の状況(W1)」は、公告日の直近に通知された「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」(以下「通知書」という。)中の「労働福祉の状況」の点数により確認するため、通知書の写しを提出すること。

c 経営事項審査の「労働福祉の状況(W1)」のうち、「雇用保険加入」、「健康保険及び厚生年金保険加入」のいずれかの項目にマイナス評価がある者を減点する。(－1.0点)

※1 上記の点数を減点する。

※2 この項目の該当者は、公告日の直近に通知された「通知書」中の「労働福祉の状況」のうち、「雇用保険加入の有無」欄又は「健康保険及び厚生年金保険加入の有無」欄に「無」の表示がある者とする。

③ 労働環境(必須):公告日現在での「労働安全衛生マネジメントシステム(OHSAS)又は建設業労働安全衛生マネジメント(COHSMS)」の認証取得状況により評価する。(0.25点)

※1 上記の点数を加点する。

※2 認定(認証)を証明する登録証等の写しを提出すること。

イ 地域貢献

① 地域貢献活動(必須):公告日において、佐久市又は長野県が実施するアダプトシステム実施要領に基づき実施される地域貢献活動において、次のいずれかに掲げる協定書を締結している者で、実績を有する者を評価する。(最大1.0点)

ア 佐久市との協定による協定書(2者協定)

イ 長野県及び佐久市との協定による協定書(3者協定等)

a 路線延長2,500m以上又は活動面積2,500㎡以上の実績がある場合(1.0点)

b 路線延長1,500m以上2,500m未満又は活動面積1,500㎡以上2,500㎡未満の実績がある場合(0.8点)

c 路線延長500m以上1,500m未満又は活動面積500㎡以上1,500㎡未満の実績がある場合(0.6点)

d 路線延長500m未満又は活動面積500㎡未満の実績がある場合(0.4点)

e 上記ア又はイに掲げる協定書を締結しており実績がない場合(0.2点)

※1 上記a～eのうち、いずれかの点数を加点する。

※2 路線延長又は活動面積は、道路又は公園の「建設業者アダプトシステム事業の評価点に反映させる場合における活動内容基準」による換算延長又は換算面積とする。

※3 複数の協定書(県との3者協定を含む。)による場合は、その合計延長(面積)とする。

※4 上記の実績とは、年間(協定を締結した年度は、協定後4分の3以上の期間)において活動回数が通年で5回以上のものをいう。

※5 路線延長、活動面積のいずれにも実績がある場合は、実績の合計値を路線延長又は活動面積に換算した数値により該当する評価基準項目の加点を行う。

※6 同一区間又は区域において、複数の事業者が協定を締結し、活動した場合で、協定書により路線延長又は活動面積が明確でない場合は、同一区間又は区域における路線延長又は活動面積を当該事業者数で除した数値を1事業者当たりの実績とみなす。

※7 佐久市又は長野県と締結されたアダプトシステム事業の協定書、活動計画書(予定表)、活動報告書、参加者名簿(写し)及び完了写真を提出すること。

② 災害協定(選択):公告日において、佐久市と「災害時における応急対策等の協力に関する協定」を締結している者を評価する。(0.5点)

※1 上記の点数を加点する。

③ 除雪契約(選択):前年度に佐久市と道路除雪業務委託契約を締結している者を評価する。(0.5点)

※1 上記の点を加点する。

※2 毎年12月1日公告分から当該シーズンの除雪契約者に切り替えるものとする。

④ 消防団協力事業所(必須):公告日において、佐久市消防団協力事業所として表示証の交付を受けている者を評価する。(0.5点)

※1 上記の点を加点する。

ウ 入札参加等停止(必須):公告日から過去1年以内に佐久市からの入札参加又は指名の停止(以下「入札参加等停止」という。)を受けた者を減点する。(マイナス評価)

減点数=通算入札参加等停止月数×(-0.5点)

※1 上記の点数を減点する。

※2 1~2週間の入札参加等停止は0.5月、3週間は1月として算出する。

※3 公告日から1年前の応答日に入札参加等停止中は、その入札参加等停止の全期間の月数とする。

様式第1号（第7条関係）

事後審査型一般競争入札参加申請書（総合評価落札方式）

年 月 日

（申請先）佐久市長

住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱の規定に基づき、下記の建設工事に係る事後審査型一般競争入札に参加したいので、申請します。

記

1 参加を希望する競争入札

工 事 名	
工事箇所名	
公 告 番 号	佐久市公告第____号

2 配置（予定）技術者

氏 名	法令による資格・免許	参加申請日における資格の保有期間
		年
		年
		年

3 提出書類

・ 価格以外の評価点申請書（添付書類を含む。）

連絡先	電話番号	
	FAX 番号	
	担当者名	
	Eメール	

（注1）： 配置予定技術者は、3人まで申請が可能です。配置可能な技術者の氏名、法令による 資格・免許、参加申請日における資格の保有期間（1年未満は切り捨て）を記載してください。

（注2）： 開札後、落札候補者に入札参加資格確認書の提出を求めます。

価格以外の評価点申請書

工事名

住所

商号又は名称

代表者氏名

※記入の際は、「佐久市総合評価落札方式実施要綱」及び表下の(注)を参照してください。

評価項目	必須選択	評価内容	評価基準	該当項目に○印	配点	評価点(自己採点)	番号	添付すべき提出書類
企業の技術力	企業の実績	必須	平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までにしゅん工した佐久市発注工事の工事成績評定点(個々に通知済み)を基に算出	算出方法(佐久市が算定) 評価点=5点×(工事成績点-65) / (全入札者中の最高工事成績点-65) (小数点以下第3位四捨五入第2位止め)	○	最大5	①	・佐久市から受注したすべての工事の成績評定点(単純平均)を記入すること。 ←は佐久市が記入しますので、空欄のこと。
			過去10年間の同種・類似工事の施工実績(実績の規模・内容等は条件ごとに決定)	施工実績が豊富である者 施工実績を有する者 施工実績なし		1 0.5 0	②	・施工実績を確認できるもの(履行証明書、CORINSしゅん工登録データ等の写し)
	配置予定技術者の能力	必須	主任(監理)技術者の資格	1級〇〇施工管理技士等の資格の保有期間が10年以上の者	○	0~1	③	・確認できるものの写し ・資格の異なる複数の者を申請する場合は、下位の者の点数とすること。
				1級〇〇施工管理技士等の資格の保有期間が5年以上10年未満の者	○	0~0.5		
				1級〇〇施工管理技士等の資格の保有期間が5年未満の者	○	0~0.25		
				2級〇〇施工管理技士等の資格を有する者	○	0		
	技術者実績	必須	過去10年間の同種・類似工事の主任(監理)技術者としての施工実績(実績の規模・内容等は条件ごとに決定)	成績評定値80点以上の施工実績あり	○	1	④	・施工実績を確認できるもの(履行証明書、CORINSしゅん工登録データ等の写し)
				成績評定値65点以上80点未満の施工実績あり	○	0.5		
				成績評定値65点未満又は施工実績なし	○	0		
	企業の社会性・地域性	環境対策	必須	環境対策への取組み	ISO14001又はエコアクション21認証取得事業所	○	0.5	⑤
取得していない					○	0		
労働福祉		必須	障害者雇用	障害者を常用労働者として、法定雇用障害者数を上回って雇用している又は法定雇用義務はないが雇用している	○	0.25	⑥	※2(下記参照) ・障害者の雇用に関する状況報告書(写し)又は障害者雇用状況の申出書(様式第6号)
				障害者を常用労働者として、法定雇用障害者数を上回って雇用していない又は雇用していない	○	0		
				30点以上である	○	0.5		
				30点未満である	○	0		
労働環境		必須	労働環境として、経営事項審査の労働福祉の状況(W1)	「雇用保険加入」、「健康保険及び厚生年金保険加入」の項目にマイナス評価がある(減点)	○	-1	⑧	・直近に交付された経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(写し)
				取得していない	○	0		
地域貢献活動		必須	佐久市内におけるアダプトシステム事業活動の有無(換算延長、換算面積)	路線延長2,500m以上又は活動面積2,500㎡以上の実績あり	○	1	⑩	・佐久市又は長野県と締結されたアダプトシステム事業の協定書、活動計画書(予定表)、活動報告書、参加者名簿(写し)及び完了写真
				路線延長1,500m以上2,500m未満又は活動面積1,500㎡以上2,500㎡未満の実績あり	○	0.8		

			路線延長 500m 以上 1,500m 未満又は活動面積 500 m ² 以上 1,500 m ² 未満の実績あり		0.6		
			路線延長 500m 未満又は活動面積 500 m ² 未満の実績あり		0.4		
			協定書を締結しており、実績なし		0.2		・協定書及び活動計画書（予定表）
			協定書なし		0		
災害協定	選択	佐久市との災害時協力協定等締結の有無	締結している		0.5		⑩ ・提出するものはなし
			締結していない		0		
除雪契約	選択	佐久市との道路除雪業務委託契約の締結の有無（12月1日公告分から当該シーズンの契約として切り替える）	道路除雪業務委託契約を締結している		0.5		⑪ ・提出するものはなし
			締結していない		0		
消防団協力事業所	必須	佐久市消防団協力事業所としての表示証の交付の有無	交付を受けている		0.5		⑫ ・提出するものはなし
			交付を受けていない		0		
入札参加等停止	必須	過去1年以内の入札参加等停止期間に応じてマイナス評価	通算入札参加等停止月数×（-0.5点）		マイナス評価		⑬ ・提出するものはなし
合計（①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧+⑨+⑩+⑪+⑫+⑬）			価格以外の評価点（合計点）		8～12		←は佐久市が記入しますので、空欄のこと。

（注）

- ※1 表については、太枠内（該当目欄には○印を、評価点欄には該当する配点）のみ記入すること。
- ※2 障害者の雇用に関する状況報告書の提出義務のある者は、その写しを提出すること。
- ※3 添付すべき提出書類は、この申請書の次に①～⑬の順に添付すること。

価格以外の評価点に係る疑義照会書

年 月 日

（照会先）佐久市長

住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

年 月 日公表の価格以外の評価点について、下記により疑義がありますので、
回答願います。

記

工 事 名	
工事箇所名	
公 告 番 号	佐久市公告第 号
疑 義 事 項	

障害者雇用状況の申出書

商 （名	号 称）	
申 請 時 現 在 従 業 員 数		人
申 請 時 現 在 従 業 員 の う ち 障 害 者 数		人

	身体障害者手帳等の番号	障害等級又は区分
1		
2		
3		
4		
5		

記載要領

- 1 この申出書は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第2条に定める障害者を雇用（常用雇用に限る。）している場合に作成してください。
（障害者の雇用に関する状況報告書を提出する義務のある者を除きます。）
- 2 身体障害者手帳等の番号欄は、交付された身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の番号について、1人につき一行に記入してください。（1人の者が複数の手帳を有する場合は、一行に記入してください。）
- 3 障害等級又は区分欄は、身体障害者手帳等に記載されている障害等級又は区分を記入してください。